

史跡藤ノ木古墳 文化財体験アプリ制作業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、史跡藤ノ木古墳 文化財体験アプリ制作業務に係る契約の相手方となる受託候補者の特定にあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名

史跡藤ノ木古墳 文化財体験アプリ制作業務

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

(4) 委託上限額

5,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ 委託上限額は契約予定金額を示すものではない。

※ 委託上限額は本契約の履行に係るすべての経費の総額とする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。なお、プロポーザルへの参加者が、受託候補者特定までの間に上記の参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

(1) 斑鳩町の入札参加資格を有する者であること。

(2) 近畿圏内（2府4県）に本店（主たる営業所）又は支店（主たる営業所から本町との契約について、一切の権限を委任されている営業所）を有すること。

(3) 斑鳩町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（平成23年12月斑鳩町要領第3号）又は斑鳩町物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領（平成23年12月斑鳩町要領第4号）による入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(5) 別紙「業務委託仕様書」に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。また、本町の指示に柔軟に対応できること。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(8) 過去5年間に、国・地方公共団体等が発注する文化財活用に係るアプリ制作受注実績があること。

4. 募集内容

(1) プロポーザル実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

(2) 募集方法

令和5年8月24日（木）から町入札掲示板及び町ホームページ上で本要領を公表し、同時にホームページ上で関係書類を配布する。

5. 質疑書の提出及び回答方法

本プロポーザルに関する質問の提出方法等は次のとおりとする。質問内容は実施要領、仕様書等に係るものや提出書類の作成に係るものに限る。審査及び受託候補者の特定に係る質問は一切受け付けない。

(1) 質疑書提出期限

令和5年8月31日（木）午後5時

(2) 質疑書記載方法

質疑書（様式6）に、質問の内容を簡潔に記載すること。電子メールで質問を行う場合には1ファイルとすること。

(3) 質疑書提出方法

斑鳩町教育委員会事務局生涯学習課（斑鳩文化財センター）（※12. 問合せ・提出先のとおり）に電話連絡の上、電子メール又はFAXで行うこと。

電子メールにより質問をする場合、件名を「史跡藤ノ木古墳 文化財体験アプリ制作業務公募型プロポーザルに係る質問（法人名）」とすること。

(4) 質疑書回答方法

質問の回答については、令和5年9月7日（木）までに町ホームページにより公表する。なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

6. 参加申込・企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、本実施要領、仕様書等の各規定を理解した上で、参加申込及び企画提案等を以下に掲げるところにより行うものとする。

(1) 提出書類

① プロポーザル参加申込書（様式1）

ア 入札参加資格者名簿の登録において、支店・営業所等に契約締結権限を委任している場合は、その支店・営業所等名で提出すること。印は入札参加資格審査申請で届出している届出印を使用すること。

② 会社概要（様式2）

ア 会社案内等の資料があれば添付すること。

③ 直前決算時の財務諸表

④ 業務実績調書（様式3）

ア 過去5年間の類似業務について記載すること。

イ 過去5年間に記載した類似業務の近畿圏内（2府4県）の国、地方公共団体等での実績がわかる資料（契約書等）を添付すること。

⑤ 企画提案書（様式任意）

ア 別紙「業務委託仕様書」の内容を踏まえ以下の順で記載すること。

- ◆ 本業務に関する取組方針（コンセプト等）
- ◆ 作業工程・スケジュール
- ◆ 本業務に関する提案
- ◆ 運用に関する提案
- ◆ 令和6年度～令和8年度までの運用・保守に係る費用の提案

イ 企画提案書は、A4版縦長横書き両面印刷として、ページ番号を附番して提出すること。ただし、図など必要に応じてA4版横長横書き及びA3版を折り込むことも可とする。

ウ 表紙に「史跡藤ノ木古墳 文化財体験アプリ制作業務企画提案書」と表記し、余白に参加者の商号又は名称を表示すること。なお、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

エ 町が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

⑥ 業務実施体制（様式4）

⑦ 見積書（様式5）

ア 本業務の実施に要する事業経費の内訳について、別紙「業務委託仕様書」に記載の業務概要の項目ごとに記載すること。経費内訳に記載する金額は、税抜き金額とする。

(2) 提出期限

令和5年9月14日（木）午後5時（必着）

(3) 提出先

斑鳩町教育委員会事務局生涯学習課（斑鳩文化財センター）

（※12. 問合せ・提出先のとおり）

(4) 提出方法

提出期限までに郵送又は持参すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

(5) 提出部数

正本1部、副本7部とする。

7. 審査及び受託候補者の特定方法

(1) 審査方法

企画提案書等の審査及び特定は、史跡藤ノ木古墳 文化財体験アプリ制作業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して、本実施要領で定めた基準及び審査方法により、企画提案書等の関係書類及びプレゼンテーションの内容等について審査を行い、総合的に評価する。

なお、参加者が5者を超える場合は、書類審査によりプレゼンテーションの対象とする者をあらかじめ選定することができるものとする。

① プレゼンテーションの実施

提案する業務概要について、プレゼンテーション審査を実施する。

ア 実施日時及び実施場所

- ◆ 実施日時 令和5年9月22日（金）

※参加者数により日程が変更となる場合がある。その場合は別途通知する。

- ◆ 実施場所 斑鳩町役場 地下大会議室

イ 出席者

出席者は1参加者につき3名以内とし、業務総括責任者（プロジェクトマネージャー）となる予定の者が、原則出席すること。

ウ 実施時間

参加者あたりの説明時間は質疑応答を含め、30分以内（提案書説明20分、質疑応答10分程度を想定）とする。

エ その他

- ◆ プレゼンテーションは提出した企画提案書をもとに行うこと。
- ◆ 説明の順番は、企画提案書等を受け付けた順とする。
- ◆ 電源、プロジェクター及びスクリーンは町が用意する。パソコンその他の必要機器は参加者が持参すること。
- ◆ 説明に要する経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 受託候補者の特定方法

- ① 企画提案書等の審査結果に基づいて最高得点者を本業務の受託候補者として特定する。
- ② 参加者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- ③ 評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、受託候補者とししない。

(3) 評価基準及び配点

審査においては、企画提案の内容、業務実績、見積額等による総合評価を実施する。審査の実施に際しての評価基準及び配点は別紙のとおりとする。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和5年9月下旬頃に全ての参加者に通知するとともに、町ホームページにおいて受託候補者を公表する。なお、審査の経過については一切公表しない。ただし、受託候補者特定後及び契約締結後は、参加者に対して自己の評価結果を情報提供することができる。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

8. 失格事項

プロポーザルの参加者及び提案内容について次の事項のいずれかに該当する場合には、当該参加者を失格とし、直ちに本業務の受託資格を失う。

- ① 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ② 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 参加資格に適合しない場合
- ④ 本実施要領等において示した内容に違反又は逸脱した場合

- ⑤ 正当な理由なくプレゼンテーション審査を欠席した場合
- ⑥ 見積書の見積額が委託上限額を超える場合

9. 契約の締結

(1) 契約の締結

最高得点者として受託候補者に特定された者（参加者が1社のみの場合を含む。）と協議を行い、内容について合意に至った場合は、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）の方法により契約の締結を行う。協議にあたっては、仕様や価格等の交渉を行い、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

なお、契約交渉に係る費用は、特定された者が負担するものとする。また、随意契約時における仕様書等の詳細な事項については改めて協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は、斑鳩町契約規則第19条の規定による。

10. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る企画提案書等の作成及び提出等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を町に請求することはできないものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出された企画提案書等は本プロポーザルにおける特定のみを使用するものとし、提案者に無断での利用はしない。なお、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において複製、保存等を行う場合がある。
- (4) 提出期限以降における書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。ただし、提案書の内容を確認するため、町から追加資料を求めた場合はこの限りでない。
- (5) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、斑鳩町公文書の開示に関する条例（平成10年3月斑鳩町条例第1号）に基づき、公開する場合があるものとする。
- (6) 企画提案書等に記載した技術者の変更は原則として認めない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ないと認められる事由がある場合には、本町と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 本要領に示した書類のほかに、記載内容を証明するために必要と認められる書類の提出を求めることがある。
- (8) 本プロポーザルの企画提案書等の作成のために本町から受領した資料及び知り得た情報等は、公表又は使用してはならない。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。また、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

1 1. スケジュール

実施内容	実施期間または期日（土日・祝日を除く）
公告	令和5年8月24日（木）
質疑書提出期間	令和5年8月25日（金）～8月31日（木） 午後5時
質疑書回答期限	令和5年9月7日（木）
参加申込書・企画提案書等 提出期間	令和5年9月8日（金）～9月14日（木） 午後5時
プレゼンテーション	令和5年9月22日（金） ※参加者数により日程が変更となる場合は別途通知。
結果通知・結果公表	令和5年9月下旬予定
契約締結	令和5年9月下旬予定

※災害その他の理由によりやむを得ず、上記日程を変更する場合があります。この場合、参加者に速やかに連絡する。

1 2. 問合せ・提出先

斑鳩町教育委員会事務局生涯学習課（斑鳩文化財センター）（担当：平田、荒木）

郵便番号 636-0114

住所 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西1丁目11番14号

電話番号 0745-70-1200

FAX 0745-70-1201

電子メール bunkazai@town.ikaruga.nara.jp

備考 ・水曜日は斑鳩文化財センターが休館のため留意されたい。

評価基準及び配点

評価項目		評価基準	配点
業務の実現性	業務遂行能力	・過去の類似業務の実績から、確実に業務を遂行できる能力を有しているか。	10
		・主担当者を中心として専門的知識や経験のある各担当者を配置するなど業務が適切に実施できる体制となっているか。	15
		・財務状況は健全であるか。	10
	計画・スケジュール	・業務の実施手順・スケジュールが適切で、業務を安定的に遂行できるものとなっているか。	10
	経費（見積額）	・経費の内訳が明確で、提案内容に見合った金額となっているか。	20
・長期間の運用を見据えた維持管理経費は安価であり、管理内容は充実しているか。		20	
提案内容	取組方針	・藤ノ木古墳等の古墳の歴史的意義を正しく理解し、本町の文化財活用の状況を理解した上で、課題解決や魅力促進などに対応できる内容となっているか。	15
	アプリ制作に関する提案	・あらたにアプリを制作したことにより、藤ノ木古墳への来訪を促進し、それらを体験することによって、あらたな藤ノ木古墳の魅力を認識する機会となる取組みとなっているか。	30
		・藤ノ木古墳をはじめ町内の古墳に興味を有する人々の来訪につながる魅力的な取組みとなっているか。	30
		・操作方法や画面の見やすさ等、利用者にとって使いやすいものとなっているか。	20
		・アプリ利用時における安全対策等が適切に行われる提案となっているか。	15
	ドローン映像の撮影と動画制作に関する提案	・動画を通じて魅力が十分に伝わる企画となっているか。	20
	本業務広報用チラシの制作に関する提案	・提案内容に独自性や工夫等はあるか。	10
	運用に関する提案	・アプリの保守方法は容易か。	15
付加的内容の提案	・必須項目のほかに効果的な提案等はあるか。	10	
プレゼンテーション	・公募要領、仕様書等の各規程を理解し、本町に最適な提案内容となっているか。	20	
	・要点がまとめられ、説明がわかりやすいか。	15	
	・質問に対する回答が明快かつ迅速であり、提案内容の熟度が高められているか。	15	
合計			300